

犯罪被害者等施策の取組について

令和7年5月16日

文部科学省

各種修学支援施策の周知について

文部科学省においては、家庭の経済状況にかかわらず児童生徒及び学生が学びを継続するために、**各種修学支援制度において、家計が急変した場合に対応する特例を定めるなどしている。**

令和5年6月に決定された「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を受け、下記の対応を実施。

- ・ 令和5年6月15日付の通知で、各種修学支援施策について家計急変事由として犯罪被害等が含まれる旨を周知
- ・ 教育委員会等の修学支援担当者向けの行政説明の場において周知

周知先と内容

義務教育段階

各都道府県教育委員会等へ周知

- ・ 各市町村で実施している就学援助制度について、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度途中で認定を必要とする者については速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮を依頼。
- ・ 犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

高等学校段階

各都道府県教育委員会や各都道府県知事等へ周知

- ・ 高等学校等就学支援金制度（授業料支援）、及び高校生等奨学給付金制度（教科書費・教材費など授業料以外の支援）について、犯罪被害等により家計が急変した場合においても支援の対象になりうること。

高等教育段階

各都道府県知事や各国公私立大学長等へ周知

- ・ 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金による支援）において、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象になりうること。